

平成 25 年度第 1 回新潟市障がい者施策審議会 会議議事録【確定版】

○日 時：平成 25 年 7 月 26 日（月）午後 3 時 30 分～5 時 30 分

○会 場：新潟市役所第 1 分館 6 階 1-601 会議室

○出席者

- ・ 委 員：松永委員、柳委員、熊倉会長代理、柏委員、角田委員、岩崎委員、野村委員、
遁所委員、平澤委員、島崎会長、斎藤委員、塚野委員 計 12 名（欠席委員：
荻荘委員、山口委員、大谷委員 計 3 名）
- ・ 関係課：児童相談所、こころの健康センター、各区健康福祉課長
- ・ 事務局：鈴木福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員 5 名

○傍聴者：1 名

1 開 会

（司 会）

只今から、平成 25 年度第 1 回新潟市障がい者施策審議会を開催致します。本日は、お忙しい中、出席頂きましてありがとうございます。私は、本日の進行役を勤めます障がい福祉課課長補佐の山田と申します。どうぞ宜しくお願いします。本日の会議につきましても議事録作成の為、テープ録音をさせていただきますので、宜しくお願い致します。また委員の皆さんにおかれましては、ご発言の際は、職員がマイクをお持ちしますので、挙手をお願いしたいと思います。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。まず始めに「【資料 1】障がい者施策に関する市の取り組み及び法改正の対応について」です。「【資料 2】第 2 次新潟市障がい者計画進捗状況」。「【資料 3】第 3 期障がい実施計画進捗目標達成状況」。「【資料 4】第 3 次障がい福祉計画のサービス見込量に対する実績」について。それから、参考資料としまして塚野委員から提出頂きました資料がございます。あと本日配布しています資料としまして、「本日の次第」・「出席者名簿」・「座席表」・「新潟市障がい者施策審議会に対する意見について」、それから「【資料 5】入院患者調査において入院継続中であった患者の現状確認と支援結果報告」、それから塚野委員がお持ちになりました「【参考資料 1】平成 25 年度第 1 回「障がい者施策審議会」提出資料」、それから柏委員がお持ちになりました「共同連全国大会 in 新潟」、これのチラシになります。あとそれから島崎会長から頂きました「新聞等の写し」A3 が 2 枚になりますが以上となります。よろしいでしょうか。

それでは開会にあたりまして鈴木部長よりご挨拶申し上げます。

2 福祉部長挨拶

(福祉部長)

はい、暑い中お集まりを頂きまして大変ありがとうございます。今年の第1回目の会合でございますので、今年度も宜しくお願いをしたいと思っております。

昨年の4月にも申しましたけれども、超高齢社会の到来ということで、その中においても障がい者の皆さんの高齢化、それからその保護者の方の高齢化を考えますと、障がい者にとっての高齢化は極めて深刻だということでございます。そして、この事については、篠田市長とも我々認識が一致しているところでございまして、そういった中で市が重点的に取り組むべき「新潟を拓く10大プロジェクト」というものがございますけれども、その一つの中に障がい者雇用ですとか、あるいは施設の整備ということ掲げて推進をしているところでございます。

そういう中で、今年度も色々な事業に新たに取り組んでおりますけれども、例えば就労の面でいいますと、「障がい者の方々も働ける範囲で働いて頂く事が生きがいである」とか、あるいは「経済的な面でも非常に有効だ」ということで、この10月から市独自の施設ということで、「障がい者就業支援センター」を総合福祉会館でオープンすることになっております。また全国的に障がい者雇用に先進的に取り組んでおりますISFネットグループという事業者がおりますけれども、その事業者と「にいがたパイロットクラブ」・「新潟市」の3者が協力関係を結びまして、一緒になって障がい者雇用の取り組みを進めていこうということもスタートをしているところでございます。さらに国の差別解消法も成立を致しましたけれども、市としても不合理な差別、あるいは偏見というものを解消していこうというので、「障がいのある人もない人も一人一人が大切にされいかなされる新潟市づくり条例」という条例の制定を目指しながら、新潟らしい実効性のある条例を成立させようということで既に関係者による熱心な話し合いが始まっているところでございます。そういった面から致しますと、非常に障がい者施策にとっても強い追い風が吹いているという状況でございます。しかしながら一方で、厳しい財政状況の中にあって福祉の予算は、毎年右肩上がりになっている状況でございます。全体のそういった財政状況ですとか、それぞれの市全体の事業のことを考えますと、やはりその福祉施策の中でも、必要性だとか、あるいは費用対効果だとか、それぞれの施策の優先度、そういったものを考えながらやはり事業のスクラップアンドビルドというものに真剣に取り組んでいかなければならないというふうに思っております。そういった意

味で皆さん方からも様々な意見や提言を頂きながら、26年度予算において色々な施策に取り組んでいこうということで、この時期にこの会を開催をさせて頂くことになりましたので、是非皆さん方からは普段考えておられること、それからこの機会に提言したいことなど遠慮なくお話をして頂きながら、今後とも障がい者施策をしっかりと推進出来る様に、一緒になって頑張っていきたいと思っておりますので、宜しく願いをしたいと思えます。

(司 会)

ありがとうございました。大変失礼しました、資料についてももう二つ追加がございまして「新潟市障がい者計画の冊子」と今部長が申しました「条例検討会の資料」がございましたので宜しく願い致します。

続きまして、今年度から滝委員の後任としまして当審議会の委員に就任されました新潟市歯科医師会理事の平澤委員をご紹介します。平澤委員、自己紹介をお願い致します。

(平澤委員)

新潟市歯科医師会の平澤でございます。会の委員として今回初めて参加させていただきます。新潟市歯科医師会の方では「新潟市口腔保健福祉センター」というところで、障がいのある方の歯科治療、要介護者の歯科治療ということで取り組んでおります。どうか宜しく願い致します。

(司 会)

ありがとうございました。なお事務局につきましても人事異動がありまして、若干顔ぶれが変わりましたが、時間の都合もありますので挨拶は省略させていただきます。お手元の出席者名簿でご確認をお願い致します。

次に、本日の委員の出席状況ですけれども、荻荘委員・山口委員・大谷委員から欠席のご連絡を頂いております。それから熊倉会長代理がまだ来られませんけれど、来られるということですので、15名の委員の内12名の方が出席という形になりますので、過半数を超えており、新潟市障がい者施策審議会条例第5条第2項の規定によりまして、この審議会が成立していることをご報告致します。またオブザーバーとして参加していただいています、新潟市障がい者地域自立支援協議会の山賀亮一会長は、今回所用で欠席ということでご報告頂いております。

なお議事に入ります前に確認事項としまして、塚野委員より提出されました資料をお配りしましたけれども【参考資料 1】になります。こちらにつきましては、塚野委員の発言として委員の皆さんにご確認を頂くと共に、塚野委員におかれましては今後議論する中で必要に応じてご質問を頂ければと思っております。

それではこれより議事に移らせて頂きます。島崎会長宜しく願い致します。

3 議 事

議事(1)「障がい者施策に関する市の取り組みについて」

議事(2)「法改正の対応について」

(島崎会長)

島崎でございます。どうぞ宜しくお願い致します。今日は5時半までという遅い時間になっておりますので、時間が延びない様にスムーズに進行していきたいと思っております。委員の皆様にもどうぞご協力頂けますよう宜しくお願い致します。

それでは次第に従いまして議事を進めさせて頂きます。本日の議事の時間配分については、議事の1つ目として「障がい者施策に関する市の取り組みについて」と、2つ目の「法改正の対応について」、この二つを一括で事務局にご説明頂きまして質疑応答も合わせて概ね1時間程度ということにしたいと思っております。続きまして3番目の「第2次障がい者計画の進捗状況について」と、4番目の「第3期障がい福祉計画数値目標達成状況について」をこの二つを一括で事務局にご説明を頂いて質疑応答合わせて概ね1時間程度を予定しております。先程の部長さんのお話にもありましたが、この時間の中で皆様からご忌憚のないご意見を頂ければと存じます。

それでは始めに議事の「障がい者施策に関する市の取り組みについて」と「法改正の対応について」です。事務局の方から簡潔に説明をお願いしたいと思います。宜しくお願い致します。

(事務局)

はい。障がい福祉課の小野です。それでは私の方から【資料1】の方で説明をさせて頂きたいと思っております。「障がい者施策に関する市の取り組みについて」と「法改正の対応について」ということですが、障がい者施策に関する市の取り組みとしまして、いくつか今行っていることをご説明させて頂きたいと思っております。すいません、説明の都合上、【資料1】の5ページを先にお開き願えますでしょうか。【資料1-③】でございます。これは7月7日、「市報にいがた」に掲載されました市長の随想でございますが、一番上の段では条例検討会に触れまして真ん中辺りですが、「本市でも共生社会の実現の為に市独自の条例が必要です。来年度には最終案、最終条例案を取りまとめます」とあります。また2段目では、「本市では、今年度障がい者福祉を前進させる年として、新潟を拓く10大プロジェクトの一つとして付けました」と。その後、部長の挨拶にもありましたが、「障がい者の就労、就業支援センターそれからISFネットグループとの障がい者雇用の促進協定等」に触れておりまして、一番最後にまた「障がい者の雇用や暮らしを大きく前進させる年としていきます」というふうに、市長自らがこのように障がい者福祉については、今年度一生懸命取り組んでいくとい

う意思を随想の中で示しておるところです。

一枚捲って頂きまして6～7ページに先程から出ています「新潟を拓く10大プロジェクト」というものを参考までに載せておきましたが、これが市長の言う所の10大プロジェクトでございます。「BRT」や「新潟駅の連立立体交差」と並んで7番に「障がい者施設、雇用の充実」ということで、「モデル的な職場作りの支援や目標数値の設定」していきますというところが、市長の決意として載っておるところです。

次もう一枚捲って頂きまして、これは6月2日に行われました「まちづくりトーク」の東区で行われたものです。「まちづくりトーク」とは、市民の皆さんと市長が話し合っ、市民の皆さんの声を市政に反映させるという目的で、各区で実施されておりますが、この中で発言者と市長のやり取りが合ったわけですが、その一番下の、市長の発言の下5行です。「これまでは高齢者福祉・子育て支援に大きなエネルギーを使ってきた。その事もあり、子育て支援は、新潟市が全国で最も子育て支援に優しいという外部評価を頂いたと。高齢者支援も特別養護老人ホーム前倒しを、これ程大きなスケールでやっているところはないと全国的な評価を得ている。現在は障がい者福祉に力を入れることが出来るようになったので、様々なご意見をこれからも頂きたい。」ということでございます。ここまで市長の思いを説明させて頂きましたが、この質問の中で、資料はありませんが、スプリンクラーについて、2月にありました火事について触れております。火事があったのは2月ということで、新年度予算が間に合わなかったんですが、火災の後、早急にスプリンクラーの設置要望があるかどうかを、新潟市の方で調査致しまして、年度末現在48棟のグループホーム・ケアホームがございました。その中から、直ぐにでも付けたいという要望等を受け、精査して数棟については、現在国の方と国庫補助の協議をしておるところです。国からの内示がありましたら、今年度内に希望するところにはスプリンクラーを付ける方向で、今検討しておるところでございます。スプリンクラーについて少し申し添えます。

続きまして、資料の1ページ目にお戻り下さい。部長の挨拶にもありましたが、「障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会」を、皆様前回の審議会の中でも早めに立ち上げて欲しいというご要望もありまして6月から立ち上げております。2ページ目を見て頂きますと、検討会の委員の名簿を掲載してございます。当審議会からも熊倉委員・遁所委員・松永委員に参加して頂いておりますが、規定上20人最大限の人数の中で、当事者団体の方につきましては、身体・視覚・聴覚・知的・精神・発達・難病の7団体の方から参加して頂いております。またその他の関係者の中にも障がいのある方もいらっしゃるしまして、かなりの割合、当事者の方が入っているんじゃないかと思っております。そしてすいません、度々行ったり来たりで申し訳ございませんが、1ページ目の下

の方ですが、6月20日開催を致しまして、座長及び副座長の選出ですとか、今後の進め方、それから国の差別解消法についても解説などを行いました。二回目からは先週ですか7月18日に二回目を開催致しまして、当初第2回から第4回までの三回で分野別に差別事例の分析をしていこうというふうに考えておりましたが、第2回で活発な議論がありまして、皆様の非常に熱い思いというのがあったんですが、この辺の予定のスケジュールがまた若干変更するかも知れませんが、どういう進め方にするかは、またこれから検討になります。色んなご意見頂いておりますので、差別事例等の分析をしながら中間取りまとめ案を作っていきたいと思っております。中間取りまとめ案、若しくは条例案につきましては、塚野委員からご質問頂いておりますが、これは出来次第、当審議会の方にも報告させて頂きたいと思っております。そして中間取りまとめ案が出来ましたら、各区で市民との意見交換会を行いたいと思っております。この条例につきましては、条例を作ることが目的ではなく、条例が市民の皆様に理解されて、共生社会に向けた推進力になることが目的でございますので、より多くの方に理解して頂き、且つ理解して頂かなくてはならないというのが大前提でございますので、その為にも中間報告の時点で一度各区、もしくは各団体の方々と色々お話し合いをさせて頂きたいと考えております。それを受けまして、また条例案を作成し、その後また皆様のご意見を頂きながら、最終取りまとめ案という形にしていきたいというふうに考えております。

続きまして、3ページ目です。【資料1-②】です。岩崎さんも入っておられます「にいがたパイロットクラブ」、国際的なボランティア組織ですが、そちらの仲立ちにより東京のIT会社であります「ISFネットグループ」と障がい者雇用の拡大に向けて協定を5月31日に結びました。その時の資料を添付させて頂いております。それぞれの役割というか、中身としましては、この【資料1-②】に書いてある通りでございますが、裏面4ページの方を見て頂きますと今年度の予定として、まず「株式会社のISFネットライフにいがた」を設立するという事です。これは7月に設立されました。それを受けて、今、就労移行支援と就労継続支援A型をその会社で行う事としておりますが、場所は西堀7番館ビルの4階でございます。資料では20人となっておりますが、当初スタート時点はもうちょっと小さい規模で始めまして、徐々に増やしていこうという事です。ISFネットは、現在全国展開しておりまして、今でも370人を超える障がい者を雇用しております。主には精神障がいの方が8割程度というふうに伺っておりますが、この会社の特徴としましては、「こういう仕事があるから、障がい者を雇用する」のではなくて、「障がい者を雇用してから、その障がい者に合わせて仕事を見つけ出す」というやり方をしているというふうに伺っています。またその業務につきましては、本社の業務を細かく切り分けて、業務を作り出すという手法でございます。具体的に新潟の「ISFネットライフにいがた」で行う業務の一例としましては、

本社グループで2,700人を超える職員がいるんですが、それらの方の通勤ですとか、出張の旅費計算のような部分を切り出して、この新潟の就労継続支援A型の方で行うというような形で、本社からの業務をほとんど切り出していきたいというお話でございます。それから、その後の展開としまして、西堀ローサ内に「匠カフェ」という全国でも4箇所ほどもう既にやっているカフェですが、カフェとお弁当センターを西堀ローサ内に作っていくと。それから合わせてコールセンターも西堀7番館ビルの中で作っていくと、併せて就労支援B型もやっていきますということです。これらについては、時期はまだちょっと未定ですが、秋ぐらいにはスタート出来るのではないかと考えております。三者の役割やその後の形としまして、なるべく街中にですね、就職場所が西堀ローサとか西堀になるわけですが、なるべく近いところで将来的にはその方々の為のグループホームも整備していきたいというふうなお話もあります。また新潟らしさということで、農業分野への進出も検討していくと。それから、この会社が障がい者だけでなく、シングルマザーや引きこもりの方などの、もしくは生保などの就労困難者の雇用も一生懸命やっている会社ですので、そういうところもやっていきたいと。先日6月27日に、この会社の社長から講演頂いたんですが、その中で数年の内に新潟市で100人の障がい者を雇用したいというお話もございました。その講演会には150人程度の方が参加されましたが、終了後残って名刺交換された方が50人程おられました。当事者の方もいらっしゃいましたし、市内の事業所の方々とも大分名刺交換されてまして、市内の事業所とは競合というよりは共に何か一緒にやっていきたいと思いますというスタンスの会社ですので、今後の新潟市の障がい者雇用非常に期待を持っておるところです。それから、資料はありませんが、就労に力を入れていこうということで、これまで新潟市では雇用対策課の方でも、一部障がい者就労の為の業務をやっておりました。どちらかというと、障がい福祉課の方は障がい者への就職に向けたスキルアップというような部分でアプローチしておりましたし、雇用対策課の方は企業の方へのアプローチという業務をやっておりましたが、それを一元化しまして障がい者福祉課に新しい組織として就労支援チームというのを設置しております。今年度からは、障がい者のスキルアップも、企業へのアプローチとどちらも障がい者福祉課の方で一元的にやっていくという形を取っております。それから10月に開設します、3月の審議会でも説明させて頂きましたが、総合福祉会館内に就業支援センターを設置致しますが、6月中にプロポーザルを行いまして業者が決定致しました。準備期間3ヶ月程度でございますので、今詳細な擦り合わせですとか、関係機関との連携の有り方、それからチラシや研修などで、10月1日の実施に向けての準備を進めております。スムーズに10月1日に開設出来る様に努めていきたいと思っております。現在、新潟市の方で行っている障がい者施策に関する取り組みとしては、以上のようなことを行っていることをご報告させて頂きまして、次

は法改正に伴う対応についてです。

資料の 9 ページをご覧ください。【資料 1-④】になります。ご存知の通り法改正によりまして、難病が障がい福祉サービスの対象ということで追加されました。この背景なんですけれども、目的の四角囲みのところに書いていますが、これまで難病者に対する居宅生活支援事業、いわゆるホームヘルプとか短期入所というのは全国で 4 割程度の自治体でしか実施していないということで、これを全国どこでも、市町村でもやっております障がい福祉サービスに位置付けることによって、全国で難病に対するサービスを定着させていこうという国の主旨で、法改正があり、障がい福祉サービスの対象に難病が加わったということです。新潟市では、既に難病者に対する居宅生活支援事業を実施しておりますので、あまり実態的には新潟市としては大きな変化がないというのが実態でございます。概要としましては、二つ目の丸になりますが 130 疾患の難病の方をサービスの対象とします。これらの方には、手帳は交付せず、特定疾患医療受給者証により難病として認定しております。また手続きとしましては、やはり障がい程度区分の認定を受けまして、各種サービスを受けるという形になります。これによって、国の難病者の居宅生活支援事業は廃止しております。具体的にはホームヘルプ・短期入所・日常生活用具給付になります。これらの方が、新潟市にどれくらいいるかという話ですが、三つ目の丸になります。難病、ほぼイコールということで特定疾患医療受給者の方が現在約 6 千人近くいらっしゃいます。6 千人近くの方がいらっしゃいますが、既に介護保険や障がい福祉サービスを利用出来る方が、この中で 3,387 人ということになっております。その内訳等が下に書いてございますが、介護保険と障がい福祉サービスは、介護保険の方を優先しますので、その 3,387 人の内、高齢者が 2,758 人ということになって、高齢者を除く障がい手帳所持者が 629 人。その脇を見て頂きますと、重複した人も含めると 1,732 人が障がい者手帳を持っていると。逆算しますと 65 歳以上で、且つ手帳を持っている方が 1,103 人いらっしゃるということになります。これらの方には一番下になりますが、チラシを送付し、周知を図ったということです。次のページ 10 ページを見て頂きますが、具体的に何を改正したかということになりますと、まず難病患者に掛かる短期入所事業に対応する為、難病等の短期入所は市民病院を使っておりました。その為、市民病院を障がい福祉サービスの事業所として指定をしております。また日常生活用具給付の給付対象に要項改正によって難病を追加しております。こちらの方には載っていなかったんですが、新潟市ホームヘルパー派遣手数料条例を 5 月臨時審議会にて改正しまして、ホームヘルパーの対象に難病を加えております。11～12 ページが難病の方々に送付しましたチラシになります。12 ページに 130 疾患が載っております。尚、国の居宅生活支援事業は廃止したんですが、実はこの 130 疾患の中に筋ジストロフィーが入っておりません。新潟市では、これまで筋ジストロフィーを難

病等のホームヘルプ・短期入所・日常生活用具給付の対象としておりましたので、これらの方に不利益が生じないように、市の難病等居宅生活支援事業は引き続き制度としては残しておくところです。それと10ページなのですが、先程5,900人程対象者がいるとお話しましたが、実際に今までサービスを使っている方は比較的少ない人数でございました。この難病等の利用状況、四角囲み中を見て頂きますと、23年24年、25年からは障がい福祉サービスに移行しているわけですが、23年24年では、例えば2年間でホームヘルプを使われている方はお一人ですし、短期入所も23年度は7人、24年度は3人という状況になってます。25年度、今年度新しい障がい福祉サービスに移行してからは6月までの3ヶ月間で日常生活用具の支給が1件ございました。現在はこういう状況になっております。

続きまして、資料の13ページでございます。この来年度、今回の法律改正によりまして、来年の4月1日から「障がい程度区分」を「障がい支援区分」に改める事になっております。これは、現在の「障がい程度区分」が介護保険の要介護認定の樹形図を活用している為に、肢体不自由児以外の障がい特性を反映出来ずにおいて、コンピュータの一時判定で、知的精神障がい者が低く判定されるということで、より実態に近い形で判定出来るようにするという内容でございます。具体的には、調査項目としまして、危険や異常を認識し、安全な行動を行えない場合の支援ですとか、発達障がい等に伴ない感覚が過度に過敏になる鈍くなるなどの部分、というようなことを調査項目に加えるなど、それぞれ障がいの特性に応じた項目を追加すると共に、重複する項目は統合し、麻痺などについては医師の意見書でわかるということで、現在106項目の調査項目を、80項目に減らしております。また今までは、声掛けして行動が出来る場合は、出来るとされておりましたが、今度はその中に出来るだけじゃなくて、見守り等の支援が必要などと選択肢を増やしたりしております。これにつきまして、まだ案という段階ではありますが、26年の4月から施行ということになっておりまして、また施行してから3年後見直しということになっておりますが、これらが具体的に上手くいくかということで、一番下の囲みの中ですが、全国100市町村でモデル事業をこの80項目で実際にやってみましょうと、モデル事業を実施することになっております。新潟市におきましても18件につきまして、このモデル事業を受託しまして、これからこの支援区分の実際の運用についても訓練と言いますか、実証をしていくということになっております。法改正について説明させて頂きました。以上で議事の(1)・(2)の説明を終わらせて頂きます。

(島崎会長)

ありがとうございました。議事の(1)・(2)について、事務局の方からご説明を頂きました。障がい者の権利条約の批准等に向けて、様々な法改正等も行われております。直接関係の深いところでありますとか、新潟市がそういう中で今後どういうふうに障がい者施策に

取り組んでいくかについて、ご説明を頂いたということでございます。何かお聞きになりたい事、あるいはご意見等どうぞお出し頂ければと思います。遁所委員お願い致します。

(遁所委員)

遁所です。宜しくお願いします。今ご説明頂いた支援区分ですけども、あの80項目に下がるということで、これ知的精神の方の区分を上げるってことで支援を上げるっていうことだったんですが、あの区分6の方が5に下がるってというような事例がですね、報告されているんですね。なので、新潟市におかれましては、モデル事業を行う上で、重度訪問介護を受けていた人の区分が下がるということがないように、検討して頂ければと思っております。以上です。

(事務局)

はい。

(島崎会長)

宜しくお願いします。はい、他にございませんでしょうか。はい、塚野委員お願いします。

(塚野委員)

今日はどんな条例が出来るかというところに関心を持ってきましたが、それでどんな条例をつくるのかと。それはどうやってつくるのかと。これは非常に大事なところなんですけれど、ただこの会議で発言したら、それがその通り出来るかは別として、やはり皆意見を出し合って相談しなければならないんだと、いうふうに思うんですけど、あの検討スケジュールを見るとどうもその辺のところ抜きにして、飛ばしていつているというふうに見えます。それです、私事例に則したものは、これはあの会議が開始される前に作ったもので、今日お配りさせて頂いたのは、傍聴してからあの感じたものなんです。それで、あのこのような意見は、私からすれば先程言ったようにどんな条例を作るのかと、どれだけ作るのかと。こういう観点の基で書いたものなんです。特に支障がなければ、あの検討会議の方でも、あの参考として審議会であった発言事例というようなことで、もしあの差支えなければ回送をお願いしたいというふうに思います。それからですね、あの差別事例の結果の報告、これは市報にも出してあの募集したものですから、もう締め切りして一ヶ月経っているんだから、やっぱり市民に対してどういう報告を返すかというようなこれがいつ頃になるのかなというふうに思っています。まあ出来ればあの生の意見に近いような、出来るだけ近いような形です、是非あの市民の声に返して頂きたいというふうに思います。それから、これはあの時間があつたら発言したいなって思っていたんですけど、今の話の中でもあの条例案が出来たらこの会議でも提案するというようなことはおっしゃっていらしたけれど、これはあの何でそんな意見を出しているかというところで、これ新潟市はあの附属機関に関する指針を

作っているんですよ。指針すらないみたいなものだろうけど、これ去年作っていますけど。でもこれを目指すんですね、これ委員は20人以内にするというふうに定められています。これは例えば社会福祉審議会は今32人います。結果があるしね。あの女性委員の割合を40%以上にしなければならない。大体こんな事を書くこと自体が女性差別だと思いますよ。そうじゃないですか。わざわざ何で女性は40%にするというふうなことを書くのかと、そんなことは必要ないと思いますよ。それからあの市議員は委員に選任しないんだと、いうふうにしておきながら社会福祉審議会には4人いるわけですよ。一番あれなのはですね、この指針の中であの附属機関と懇話会等と二種類に分けているんですよ。それでこれはこの審議会はこの附属機関ですけど、その他の例えば協議会だとかあの発達障がいの施策検討委員会みたいなありますけど、これはもう懇話会等なんですよ。それでどうもこの指針の懇話会等のところを見るとですね、まあ出来ればこういうところの意見は聞きたくないんだという市ですね、本音みたいなのがすごく良く出てくるんですよ。事務局がそんなことはないぞっていうのはあれなんだけども。この指針を見ると二つに分けてあってですね、あの懇話会等については本当にあの、ああこれは市は聞きたくないんだなというふうなものをもものすごくよく感じますよ。だからあのこの会議にも条例案が出来たら報告してくれって言ったのは、例えばあの、附属機関になっているのは例えば社会福祉審議会の障がい者専門部会、これも何と言いますか、だからあのこの審議会だけじゃなくてですね、そういうところの附属機関が正式なものになっているというようなどころにも是非出して、色々意見を聞いて頂きたいなというふうに思っております。それからどうもこういうあの市役所の資料を見るとどうもね、そういうのに不信感が出てくるわけですよ。そういうようなものがないようなですね、もっと基本的には自治、新潟市の自治基本条例は市民の参加と意見の施策への反映なんですよ。これがベースになっているんですよ。そういう基本ベースにあの沿ってですね、きちっとやって頂きたいなと、っていうふうに思います。以上です。

(島崎会長)

はい、ありがとうございました。塚野委員からは今日配布の資料に沿っていくつかご提言、ご意見があったかと思えます。附属機関について、附属機関の指針等についてもご意見がありました。これらのことは審議会に出た意見としては議事録に残りますし、あの意見としてそれぞれ関係のところ、条例検討会のほうで審議会からはこんな意見が出された事はお伝え頂けるということでしょうか。事務局の方で何かありましたらお願いしたいと思います。

(事務局)

はい、今いくつかあのご意見等頂きましたが、塚野委員の発言予定については、条例検討会で配る方向で検討したいと思います。それから差別事例を集めたものを市民への公表とい

うことですが、当日使った資料につきましては、議事録が出来次第、ホームページの方には載せたいと思います。また中間報告が出来て、また各区です、報告とご意見頂く際には、それらをまた使っていきたいというふうに考えております。附属機関と懇話会の違いは、附属機関は条例設置になるものですから、条例設置ではないものは懇話会等の扱いということで、条例改正をしてから附属機関の設置すると、時間も掛かってしまうということもあります。今回の条例の検討会については、懇話会という位置付けで説明させて頂いておりますが、なるべく多くの方から色んなご意見を頂いて、市民の声を反映させて、且つ市民の方から理解を得られて進めていこうという強い気持ちでおりますので、ちょこちょこ条例を作ろうという気持ちはないということだけご理解願いたいと思います。

(島崎会長)

はい、条例検討会は傍聴席がかなり準備されております。検討委員の中からも多くの市民が傍聴という形で参加して共有して、そして考える機会をもって、また各区に行って意見交換会のある時に、そこでは積極的に発言して市民が一体的に作っていきけるような意見も出されると思います。今の塚野委員の出来るだけ多くの市民が、当事者が、参加した形でという意見もあるので、皆さんそれぞれお時間のある時に参加頂いたり、そちらの方向に繋げていけるように事務局の方でも出来るだけ工夫をして頂ければというように思います。また審議会でも、随時中身についても資料配布等して、必要に応じてご意見を出して頂くようにしていければと思っています。他にご意見ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

今事務局の方からご説明頂いた他の法改正に関することですが、改正公職選挙法では、成年後見制度の後見人がついていて選挙権が無くなっていた人が今回回復してですね、この7月21日の参院選から投票されるようになったということです。それに関して毎日新聞に詳しい記事がありましたので、最初に東京地裁の方に訴訟を起こしました方の記事ですとか、配布させて頂きました。お聞きしたことなのですが、例えばあの新潟市の選管ではないんですけども、選管の方が障がいや高齢等の施設の方に投票とか様々なことを説明するところで、施設内に投票所を開設することについてはあまり積極的に取り組まないで欲しいというような発言があったりしたというようなことで、例えば特別養護老人ホームではそれで開設しないことにしたと。それは新聞記事にもあるのですが、例えばこの人に入れて下さいとか、この党に入れて下さいとかあるのです。こう誘導的なことがあったので、それは適切ではないということで積極的に法人が投票所設置して誰に入れるかを誘導的にするとまずいので、そういう事例がかつてあったので、選管としては積極的に施設内の投票所の開設は薦めないということだったようです。そういうことでもいいのかどうなのかということです。障がい者支援施設入所後ですね、保護者の方から今回成年後見がついているけれども、投票用紙が送

られてきたと。入所施設に投票所を開設して選挙が出来るしょうかと相談したら、いや今回はちょっと間に合わないのご家族の方が投票所に連れて行って下さいというような事例があったということです。これは新潟市内の施設のことなんですけれども、新潟市の選管がそういうわけではなく、そういう事例があったということで、政令市新潟として今後高齢者の入所施設での投票ですとか、障がい者支援施設ですとか、そういうところでの投票所の開設、あるいはその後見人がついていてが棄権をした方へのサポートについてとか、きちっとその一票についての方針がですね、出来るような環境の整備に向けて何かお話を頂くとか、あるいは工夫をして頂いてもいいのかなと思いました。今日お配りした資料のところにはかなり積極的にこう取り組んでいるという事業もありますし、今のお話は障がい者の権利条約に関するものというよりは当然の基本的な人権といえますか、権利、社会参加の権利を得たけれど、なかなか思うように使えない環境がまだあるということなのです。今事務局の方から障がいのある人達を取り巻く社会的障壁になりがちなところに関する法改正が実施されたんだけど、それが十分に環境整備されて、手元に引き寄せられているかどうかという辺りのところが、当事者側、あるいは選管の側等ですね、その辺り何か一緒に考え合うことが出来た方がいいのか、周知するような形で、あってもいいのかな思ったりしましたので資料を配らせて頂いたところです。選挙の前にそんなことをお聞きしたので発言をさせて頂きました。何か新潟市としてはこんなふうな形でやっているようなことであれば、またお聞かせ頂ければと思います。私の方からの意見です。お願いします。

(事務局)

すみません。申し訳ないんですが、その辺把握していなかったもので、今日頂いたお話はまた選挙管理委員会の方ともちょっとお話させて頂きたいと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。宜しくお願い致します。他に何かお気付きのところありましたらご意見出して頂ければと思います。

議事 (3) 「第2次障がい者計画の進捗状況について」

議事 (4) 「第3期障がい福祉計画周知目標達成状況について」

(島崎会長)

時間の関係もありますので、議事 (3) ・ (4) の方に移らせて頂きたいと思います。また議事 (1) ・ (2) について、お気付きのところがありましたらご意見頂ければと思います。それでは議事の (3) 「第2次障がい者計画の進捗状況について」と議事の (4) 「第3期障

がい福祉計画周知目標達成状況について」。これも事前に資料を送って頂いてご覧頂けたと思っておりますので、事務局の方からご説明頂ければと思います。宜しくお願いします。

(事務局)

はい、それでは議事(3)・(4)に関して説明致します。まず【資料2】の方をご覧下さい。平成24年度から26年度を計画年度と致します、「第2次新潟障がい者計画の進捗状況について」です。資料の方は事前送付させて頂いておりますので、簡単に昨年度の取り組み実績についてご説明致します。まず「1 地域生活の支援」と致しましては、「(1) 相談支援体制の充実」として、各相談事業を展開致しまして、平成24年度から始めました、サービス等利用計画の作成は198人/月となっております。「(2) 在宅サービスの充実」につきましては、障がい福祉サービスを提供致しまして、その利用状況は毎年増加しているという状況となっております。また「(3) 経済的な支援」などにつきましては、各種手当や助成を実施すると共に、利用料の方の独自軽減を引き続き実施しております。また「(4) サービス基盤の充実」につきましては、7つの事業所の創設または改築を行いました、ケアホームや生活介護の受け入れ拡大を図ったところです。また入所待機者対象検討会での検討ですとか、特別支援学校卒業生の進路について検討を昨年度は進めております。さらに入院患者調査を行いました、これについては後ほどの【資料5】に基づきまして、こころの健康センターより説明をさせていただきます。また「(5) 地域生活を支える人づくり」では、各種研修や説明会を実施致しましたし、「(6) スポーツ・文化活動の振興及び余暇活動の支援」につきましては、こちらにも各種行事などを実施しております。ページの方は8ページにいきまして、「(7) 情報提供・コミュニケーション支援の充実」。こちらにつきましては、市は要約筆記の派遣やガイドブックなどの発行を行いました。「(8) 権利擁護の推進」につきましては、当日の施行に合わせ、障がい者虐待防止事業に取り組んできたところです。

続いて10ページにいきますと、「2 保健・医療・福祉の充実」としましては、「(1) 障がいの予防と早期の気づき・早期の支援」として、障がい児支援コーディネーターによる専門の相談体制をはかり、また市の療育支援体制作りの為の検討を集中的に行ったところです。続いて「(2) 医療及びリハビリテーションの充実」につきましては、各種医療費助成を実施致しました。続いて「(3) 精神保健と医療施策の推進」につきましては、自殺予防対策や精神科救急医療対策を行いました。

さらに進みまして12ページになりますが、「3 雇用促進と就労支援」と致しましては、「(1) 雇用促進と一般就労の支援」ですが、事業者向けセミナーの開催やガイドブックなどによる情報発信を行うと共に、特別支援学校生徒向けの体験会の方も実施をしております。また「(2) の福祉施設等への就労の支援」につきましては、まちなかほっとショップによる

施設製品の販売促進に努めたところです。

「4 療育・教育の充実」、こちらは13ページの下からになりますが、「(1) 就学前療育の充実」として、障がい児支援コーディネーターによる専門等相談体制を図ると共に、発達障がい者支援については、年2回の体制整備検討委員会を開催し、その整備に努めたところです。「(2) 学校教育の充実」につきましては、特別支援教育サポートセンターによる学校支援を始め、各種研修を行い、「(3) 放課後活動の充実」につきましては、ニーズの高い長期休暇時の対応として、3会場で臨時に障がい児放課後支援事業を実施しました。

資料の方は16ページにいきますが、「5 生活環境の整備」としましては、「(1) 住宅環境の整備」と「(2) 安心・安全なまちづくりの推進」に取り組み、「(3) 防災対策及び災害時支援体制の整備」につきましては、福祉避難所の指定を行いました。

「6 啓発・広報活動の推進」としましては、記載の様々な行事を通じまして、「(1) 障がいと障がい者に対する理解の普及」に努め、「(2) 福祉教育の推進」につきましては、特別支援学校と通常の小中学校の交流を行いました。「(3) ボランティア活動の支援・推進」につきましては、活動する人材育成の為の講習会を行ってきたというところになります。

続いて【資料3】をご覧ください。こちらは「障がい福祉計画の数値目標の達成状況について」です。「1 福祉施設の入所者の地域生活への移行」という数値目標ですが、24年度の入所施設から地域移行の対象者数が14人でありまして、24年度までの地域移行者数は104人となります。26年度目標値189人に対する差は、この時点で85人になりますので、地域移行を促進する取り組みを今まで以上に加速させる必要があるというふうに考えられます。なお施設入所者は年度末で前年と同じ629人となっております。地域移行が14人ですが、この他に資料の方には記載はありませんが、14人の退所者がおりました。で、こちらの方は死亡されたり入院された方がいらっしゃいまして、合わせて28の方が入所施設の利用が終了している。で、入所者数の推移は、前年度と変わりありませんので、即ち新たに入所された方は28人というふうになっております。

次に「2 福祉施設から一般就労への移行等」ということになります。2ページです。こちらは24年度に1年間で61人の実績というふうになっております。こちらは前年度に比較しまして、6人増の実績となっております。仮に過去と同様の伸びで増加していくというふうに考えれば26年度の目標値72人、こちらは達成可能な数字というふうに見込まれます。

次に「3 就労移行支援事業の利用者数」の割合です。就労移行支援事業利用者数は、24年度は134人と前年から比較して18人増えてはいますが、他の福祉施設の利用者も増加をした為、割合は5.4%と変わりがない状況になっています。

最後に「4 就労継続支援(A型)事業の利用者の割合」です。資料の方は、4ページにな

ります。A型利用者数は、24年度は64人ということで、前年の50人から14人増えております。しかしB型の利用者も増加をしておる為、割合としては若干増の0.8%増の5.7%となっております。

次に【資料4】ですね。【資料4】の方の説明を致しますが、こちらは福祉サービスの見込み量に対する24年度の実績を示したものになります。計画を作った時に見込んだ見込み量と実際の24年度の実績、こちらを比較しまして達成の割合がどうであったかということと、その理由や課題などをそのサービス毎に記載をしています。こちらにつきましては、各自お読み頂きたいというふうに思っております。以上で簡単ですが障がい福祉課からの資料の説明を終わりにして、続いてこころの健康センターより引き続き説明致します。

(こころの健康センター)

こころの健康センターの治です。それでは【資料5】について説明致します。入院患者調査において入院継続中であった患者の現状確認と支援の結果報告です。「入院患者調査において入院継続中であった患者への現状確認と支援」というのは、平成18年度より実施されました「新潟県精神科病院入院患者調査」において平成23年度の調査の時点で、なおも入院継続中であった方が、全県、新潟県内の方で379人いらっしゃいました。但しその中で、主病名及び従たる病名を認知症とする方は除いてあります。その方に対して直接ご本人と面談する事によって現在の状態を確認して、必要に応じて支援に繋げる取り組みを平成24年度に渡って新潟県全県でやりました。24年度と言っていますが、実際に個別面談を実施したのは、25年の2月から5月にかけて行いました。全県の対象者739人のうち、新潟市内の精神科病院に入院中の方は199人でした。そのうち認知症と退院した方を除いた最終的な対象者は169名でした。これは25年度4月末現在の数字です。対象者の平均年齢は56歳で、65歳以上の方が全体の6割を超えていることで長期入院の方の高齢化が顕著に出ていると思います。少し元に戻って、2番の表ですけれども、対象者の方が169名で男女の割合がちょっと半々くらいの85人と84人でした。そして年齢は今ほど申しましたように、65歳以上の方が全体の6割くらいということです。それから主病名のほうは、これは県が項目を決めたのですが、統合失調症、気分障害、それから精神遅滞、つまり知的障がいですね、それからてんかんとなっています。次の器質性というのは、脳の損傷、例えば高次脳機能障害とか、そういう方です。次にパーソナリティ障害の方、そして、生理的とは、例えば摂食障害の方や不眠とかになります。これらの項目は、WHOの診断のガイドラインを参考にして決めたものです。なお、病名に関してですが、統合失調症の方が8割近くいらっしゃいます。次にページを捲っていただきまして、「3 面談結果の概要」です。下の方の文章の方を先にご覧ください。169人のうち、実際に面談をできたのは137人でした。2割近くの方は未実施、面談を出来なか

った理由は、病状によってちょっと面談が不可能ということですね。病気の状態によって、面談をすることがちょっと出来ない方、それからご本人がそういうことは嫌だと拒否された方もいらっしゃるので、32人の方はできなかったということです。実際に137人の方に対して、退院についてご本人の意向を確認したら、「退院したい」以外の回答をした方が60%ということで、半分以上でした。その理由は、「退院したくない」ということと、それから「想像さえしたことがない」とか、「今まで考えたことがない」というようなことが主なお答えでした。病状とかご本人のことを十分踏まえた上で、病院のスタッフ、看護の方、それからケースワーカーの方と、それからこの事業担当の私どもの相談員と、それから県の相談員と一緒に検討した結果、実際に回復を見込まれた支援を進められるという方が、20名ということで、全体の12%でした。ただこの20名の内訳ですが、新潟市民の方が18名で、市外の方が2名という内訳になっています。ちょっと表の方をご覧になっていただきたいのですが、表の真ん中あたりの本人の希望というのがありますけれども、「早めに退院したい」とか、「急がないけど退院したい」という方もいらっしゃいます。そのなかには現実的なことがちゃんと理解出来なくて、「すぐに帰って仕事がしたい」とおっしゃる方がいたんですけども、実際には全然帰れるような状態じゃない方もいたんですね。それから、そのあと色々あるんですけども、その他が79人で、これも内訳としては「想像さえしたことがない」とか、そこの病院に馴染んでしまった人もいたんですけども、「ずっとここにいたい」というような方もいらっしゃいました。あと、この表の下、※印で書いてあって、面談未実施の32名のうち3名がチェック表を未提出と書いてあります。これは恐らく、色々な項目毎にチェックをしていって、ご本人がどういう状態か、その項目によって全部お聞きするわけなんですけども、3の方がなんで未提出かという、やはり個人情報行政の調査であるとしても外に出したくないということで、拒否されたため、チェック表は未提出となりました。そのため、この表の※印がついているところについては、169人ではなく、足しあげると166人、つまりこの3名の部分が抜けている状態になっています。次に「4 「地域移行支援」利用に向けた支援について」ということで、結論になるんですけども、文章の方を読ませさせていただきます。全対象者のうち、最終的に地域移行の支援を行うとした方11%、行わない方が89%ということになりました。行わない理由としては、高齢とか要介護状態だったり、施設入居待機中、例えば特別養護老人ホームに申請していて待っている状態とかそういう方もいらっしゃいます。それから、高齢のために退院して実際に地域で生活することは難しいという状態になるかと思います。あと、やはりですね、ずっと長い間、長期に渡って入院されていらっしゃいますと必要な病状の認知度はあるかもしれないけど、実際に長期の疾病によって、色々な生活能力とか知的のレベルの低下とかがあって、やはりどうしても見守りとか見ていてあ

げないと、生活が出来ないという特別な環境が必要な方が16%いました。それから知的障がいの方も含めると、だいたい10%というところでしょうかと思います。保護的環境が必要というのは上の表を見てもらうとわかりますが、25名ほどいらっしゃいますが、例えば危険回避が出来ない方とか、見守りをしなきゃいけない方ということで、やはり看護師さんがいる病院でないと難しい方。それから知的障がいの方も入院しています。精神科の病院は、かつて歴史的に色々な役割を担わざるを得ませんでした。高度経済成長期に精神科病院がいっぱい出来てきたと思うんですけど、知的障がいがあっても、その時よくわからなくて、色々な精神的な症状が出て、重度の方でご家族がとても対応できないとか、そういう時に福祉施設がなくて、精神科の病院じゃないと対応できないということが現実にあったかと思います。そういう方が、いま50歳とか、70歳になっているということが、実際にお伺いして知ることが出来ました。また、長期に渡って入院していて、身体の疾患が発症することになって、例えば肝臓の疾患とか、心臓の疾患とかがあって、やはり病院に継続的に入院せざるを得ないという方がいらっしゃるということです。5番目のまとめということになりますが、今回の面談をやった中で、高齢で長期の入院患者の課題はやはりあります。地域移行と地域定着支援の取り組み方はやはり解決が難しく、高齢者にかかる関係課とも今後どうしていくかということは議論にはなるかと思います。そしてやはり長い間入院していて、また長期の疾病によって、どうしても保護的な環境が必要という方の地域移行については、グループホーム等の入所施設の整備も課題とはなってくると思います。私どもの今後の方針としましては、この18名に対して、やはり支援を進めていくということで、既に個別給付の方に移っている方もこの中にはいらっしゃいます。実際面談をやってみまして、その職員からも聞いていますけれども、本当に病院の方にも生活の場として馴染んでいて、そこで私ども行政が色々な目標を掲げて地域移行と言って退院退院と言っても、退院の話を持ち出しただけでも非常に表情が暗くなり、それ以上話が出来ない状況の方もいらっしゃいますし、ご本人も今何が本当に必要で、何がその方の生活の支えになっているのか考えた時に、簡単にはそういうことだけを目的としたやり方を、出来ないことがあるということが十分に伺い知ることができました。ここで、精神科病院の主な入院形態と審査会についてお話しいたします。まず、医療保護入院といって、ご本人が同意しないで入院している状態の方、自分の病気とか理解出来なくて、お医者さんの判断で入院している方がいらっしゃるんですけど、その方については定期的に、1年に1回定期病状報告書というものを病院に提出させて、全て新潟市の精神医療審査会というところでチェックをしています。どうしてまだ入院が必要なのかというのを、必ずこの審査会でチェックをしています。問題はご自身が入院したいと言って入院している方で、任意入院と言っているんですけど、その方の長期入院がどういう状況か我々

はわかりません。それで、平成 25 年の 6 月 30 日時点で、1 年以上、例えば 1 年以上ですけども、任意入院している方も調査報告を行っていきたくい。その結果を踏まえて、私ども市としてやるべきことをまた更に考えていきたくいと思っております。あとですね、ここではあまり時間の関係で詳しく触れませんが、実は精神保健福祉法が法改正となります。委員の方もご存知の方がいらっしゃるかと思うんですが、来年の 4 月施行ということで、既にこの 6 月に可決されておるんですけど、その中で関連する部分だけちょっと触れます。「精神科病院の管理者は、医療保護入院者の退院後の生活環境に関する相談に応じ、指導を行う、退院後、生活環境相談員を専任する等、医療保護入院者の地域における生活への移行を促進するための措置を講じなければならないものとする」ということで、簡単にじゃあ何かというと、今まで地域移行のこと色々と行政とか、国の方から示されたものを進めて行ったわけなんですけれども、今後、精神科病院の管理者にそれが課せられるということに大きく変わって来ることとなります。で、まだこれは法律が可決されたばかりで細かいことについては、さらにまた検討するということになると思いますので、国の動きを十分私どもも注視しながら今後市としてやるべきこと、例えば年に 1 回精神科病院の方の実地指導ということで、簡単に言えば監査みたいなものですが、私どものこころの健康センターの方で行っている、そういうところで、実際に長期入院の方はどうなのかとか、任意入院の方はどういう状況になっているのかとか、そういうことを働きかけていくとか、そういう形にシフトしていきます。それから、今現在は、業務をやっていることは、そんなに長期入院になる方って昔に比べてあるわけじゃないんですよ。病院の方もすぐに入院と同時に退院の計画を立てるようになっていきます。その中でやはり大事なことは、例えば統合失調症で治りにくい、病状の重い難治性の方で長く入院しなければならない方はどうしても出てきます。ただ、今までのような長期入院の方が生まれないように、新たな長期入院者が出ないように取り組みを私どもも具体的に考えていながら適切な医療にすぐ結びつき、またすぐに退院出来たと同時に緊急時は必ず介入出来るとか、精神科の救急を充実させるとか、そういったことで新たな長期入院者が生まれにくいような土壌づくりをやっていきたくいと思っております。説明が雑駁で長くなりましたが、以上で説明を終わらせていただきます。

(島崎会長)

はい、ありがとうございました。第 2 次障がい者計画の進捗状況と第 3 期障がい福祉計画の数値目標達成状況、これは平成 24 年度ということで計画の目標、施策の方向性に対して 24 年度どんな取り組みが実際に行われたかというところについての説明をしていただきました。また【資料 5】につきましては、精神障がいの方たちの非常に具体的な実態等について、法律が変わるということも含めてご説明をいただきました。精神障がいの方たちについて

て、今後やはり地域生活移行に向けた施策が大事になってくると思っています。それでは委員のみなさまから今日は5時半までということですがけれども、残った時間ですね、これらのことについて、また次年度に向けて、今後こういうことにもう少し重点的に取り組んでいったらどうだろうかということへのご意見も含めて、ご質問ご意見いただければと思います。いかがでしょうか。せっかくの機会ですので、まずは発言をしていただくということで、まだの方を優先していきます。よろしくお願いします。

(角田委員)

角田です。よろしくお願いいたします。【資料2】の13ページ、「2 雇用促進と就労支援」の(1)の④ですね。一般就労と福祉的就労の、中間的な就労の場として社会的雇用をはじめとした、と続きます。具体的にどのような構想、あるいは検討するものがあるか、ご説明が少しいただけるといいなと思うことと、一つこちらに載ってる岡山県の千人雇用のことが載っているんですが、ある研究会で耳にしたのが、兵庫県の西宮市で取り組んでいるということですが、シルバーといわれる世代の60歳以上の方と障がいを持たれる方の組み合わせで、これはもう省庁をまたがることだとは思いますが、一般に言う清掃という業務の中でも、例えば河川の清掃であるとか、そこを高齢者の方と障がいのある方が組んで、障がいのある方たちの就労を可能にしているという取り組みがあるということを知りました。今後、実際に障がいのある方が就労していく場の作り方というのは、今ある企業さんの中に障がいのある人を雇用してくださいという働きかけだけでは難しい。実際に仕事を作り出すというところに行政が一緒になって、そういった場を作っていただくということが、次につづく時期の仕掛けといたしますか、大きな枠組みになってくるのではないかと思います、とても大切な部分になっていくのではないだろうかというところでちょっとお伺いしたいところがあるなと思っての意見です。

(島崎会長)

角田委員からは、事務局の方から今後の方向性として少し具体的にお聞きしたいということですが、いかがでしょうか。

(事務局)

在宅福祉係の吉岡と申します。まず社会的雇用についてのご質問ですが、以前に塚野委員からもご指摘いただいたこともあったのですが、一般就労と施設の中間的なものとして、完全な一般就労ではないのですが、行政がお金を、給料の補助みたいなものを出して、それによって生活保護や障がい福祉サービスを受けるよりは行政にかかる経費が節約されるということで、一般就労と施設の中間的なものとして、大阪の箕面市ですかね、あと滋賀県でもされています。国の方で、モデル事業化をするような話も以前あったんですけど、今のところ

国の方ではその辺の動きが特にないようなんですね。方法としては、一つそういったものもあるんでしょうけれど、新潟市につきましては、今年度はまずは一般就労の数を増やしていこうということで、障がい者就業支援センターを立ち上げて、いまやっています。

(事務局)

はい、あともう一つ補足しまして、今ある仕事を行政が作り出すというようなご意見につきましては、ご意見として伺って、また優先調達法への対応等を我々今検討しておるところですので、その中でもまた検討をさせていただきたいと思います。

(島崎会長)

他にございませんでしょうか。仕事を作り出すという方法で様々な工夫をしていくことが大事なのではないだろうかというご提言がありました。塚野委員いかがでしょうか。

(塚野委員)

今ご説明があった入院者の調査、これは非常に貴重な調査だと思っています。報告の内容もですね、報告の中に、言葉の中に今後どうしたらいいのかという方向性も示したのもありましたし、大変いいと思います。新聞に記事に出た時よりも、期待以上にいい結果が出ていると思います。このたった3ページのものにするのはもったいなくですね、最後のまとめの4行ではなくて、このまとめの部分の報告があった内容を追ってですね、もっと多くして、長く、ぜひ有効に使っていただきたいなと思っております。大変いいものだと思います。引き続きお願いします。

(島崎会長)

ありがとうございました。

(塚野委員)

それから前へ戻るようで申し訳ないんですけど、例えば「新潟を拓く10大プロジェクト」、これいつ決まったんですか。私は「ひこうき雲」はいいですが、こんなのあるの、初めて分かったんですけど、これ「ひこうき雲」っていうのは市長の私的な部分だと、スペースなんですよ。だから、市長の私的なプロジェクトなのか、ちゃんと期間で決めて、新潟市はこうするよということで決められたプロジェクトなのか、どちらにしても、市民にどれだけ広報したのかと、私は知らなかったものですから、広報した記録がないもので、これどういう位置づけなのか。それからですね、障害者優先調達推進法、今なんか検討するみたいなこと言っていたけど、これ4月から今年度始まっているわけですね。これ法律で地方自治体もちゃんと方針を作って、その結果を知らせなさいという義務があるわけなので、これどういうことになっているのかぜひお聞かせいただきたいと。以上です。

(島崎会長)

はい、3点あったかと思えます。1番目はすごくよかったよという話だと思えますが、それ以降のことについて事務局お願いいたします。

(事務局)

はい、2点ご質問あったことですが、「新潟を拓く10大プロジェクト」につきましては、私が初めて聞きましたのは、市長の新年の挨拶だったかと思えますが、市長の想いとしては今年度はこういうことに力を入れていきたいということで、各区のまちづくりトークしかりですね、色んなところで市長の想いとして語られているものです。で、我々もこれに従ってやれるところはどんどんやっっていこうという気持ち。部長の挨拶にもありましたが、これが追い風になるというふうに非常に思っていますので、そういう意味で市長の想いが詰まっているものだという事です。そして、色んなところで市長が説明をされているものだという事です。

それから優先調達法につきましては、実は国からの指針が出たのが、5月の末になってからで、ちょっとそれを待っておったということで、今関係課と色んな細かい点を詰めている最中でございます。大変遅くなって申し訳ございません。併せて、他の政令市もどうなっているか今調査しているんですが、今のところ政令市の中でも作ったよというところは浜松市だけで、他の19市、新潟も含めた19市はまだ出来ていないという状況になっています。大変ご迷惑をお掛けして申し訳ないのですが、次回の審議会では良い報告ができるように、急ぎ詰めていきますので、申し訳ございません。

(島崎会長)

ありがとうございました。遁所委員お願いします。

(遁所委員)

すいません、まず権利擁護についてなんですけれども、私にも責任はあるんですが、権利擁護部会で、温もりの会の委員の方から成年後見をつけるのは差別に繋がって困るという発言があったということで、横浜市の事例のところ、成年後見を使わないで権利擁護を守るという取り組みとか、それを権利擁護部会で報告させていただきました。それについての取り組みが必要になるかと思うんですが、ただ、熊倉委員さん、(……)活動で出された成年後見のついた知的障がいの方の選挙ができるようになったというところからも、契約とかそういったところで権利を守るために、施設に入った方とかについては成年後見をつけた方がいいのかなと個人的には思っているんですが、新潟市さんの取り組みについては、(……)悩ましいところだとは思いますが、検討の一つに加えていただければと思っております。それから相談事業の方で、運営協議会で事務局会議で言われることだとは思いますが、第3期新潟市障がい福祉計画等に見込まれる今後としては、基幹相談支援センターが期待され

るところですが、ただ、総合福祉会館の方に障がい者就業センターできるのであれば、モデル的には役所の基幹相談支援センターではないけども、新潟市独自のやり方でやっていくとか、各区にそんな形で委託相談事業所が集まってやるのかという(……)今回の報告とか、拝見させていただきました。精神の退院促進とか、地域移行についてなんですけど、これについては、正直委託相談事業所が一般相談という地域移行の事業をしない時代がございまして、私たちが期間とか準備をしたいと思うんですけども、「ふらっと」さんと「おれんじぼーと」さんが頑張っている中で、こういう地域移行が進んでいるかと思うんですけど、やはり地域移行した後にもう一回病院に戻るかもしれないとか、戻って来るとい担保を持って地域移行に進むのかなと個人的に感じて、計画相談で病院にお邪魔したり、色々と地域移行のお手伝いをしていると感することがあります。また、就労移行についても、何回もこの支援会に出させていただいた東松山市の事例では就業生活支援センターのところですね、地域移行の作業所を持ってきて地域移行をしたけども、一般就労がきつくて戻って来るとい受け皿がないところで、就業センターが核となっているその作業所なり移行センターに戻ってこれるとい、そういう枠組みもあってもいいのかなと思ったりしました。まだ言いたいんですけど、最後になりますけど、先ほどの一般就労と福祉的就労の間っていうのは、滋賀県の事例も出していただきましたが、この(……)社会的事業所という考えを、それは多分今回の行政の方の発言にも含まれているのかなと思います。調達法でそれが整備されれば、そういう作業所なり就業センター、就業支援、就業系の事業所からの調達を優先することで、一般の企業と競争できるということです。このイメージはまさに社会的共同、事業所の考えであり、またそこも新しく、民主党が政権変わってしましましてどうなるかわかりませんが、一般就労から福祉的就労、あるいは(……)間のこの視点としてはぜひ参考にさせていただければなと思っています。あとまた何回も言って恐縮なんですけど、居宅介護のところでもこんなに右肩上がりのホームヘルパー事業が増えては、新潟市の財政の方大丈夫なのかなと、すいません、私当事者でいっぱい増えてほしいから心配しております。本当に区分が5、6の方については重度訪問でいいんじゃないかなと思っております。事業者さんもみんな数多く育ち、事業展開をされている中で、そういうところで身体介護がポイント的に必要な場合、1時間半とか、ぜひ必要なところは身体介護をつけてもらって、4時間のところを家事援助と身体介護を増やせるとか、そういう仕組みよりも、もう重度訪問ということで、市が決めてしまわれるといいんじゃないですかというところを、そうしないと破綻したら、かえって私たち困りますので、そのところは大丈夫なんですか？高齢者、障がい者が高齢者になると介護保険のところの上乗せは障がい者サービスの税金は新潟市が税金ですよ？国の方から入ってこないというところの事実も聞くと、ぜひですね、前向きでいいですので、事業所

頑張りますので、かえって時間数が増えたとかでいいですから、ぜひお願いしたいと思います。当事者団体が(……)よろしく願いいたします。以上です。

(島崎会長)

障がい福祉サービスの様々な支援の在り方についても、具体的な、細かなお話があったかと思います。その辺は新潟市が進めていく上で参考になった部分もあったのではないかと、少し考えていただければと思う提案もあったと思いますので、進捗状況という部分もありますけれども、併せて次年度に向けての施策を作っていくときに考えていかなければと思います。はい、柏委員お願いします。

(柏委員)

柏ですけれども、よろしく願いいたします。私もこの委員になった最初の頃に精神障がい者の地域移行についての具体的な資料がないということで、出していただくことをお願いしたのですが、今回の資料を見せていただきまして、個別にあたって地域移行について調査をしてくださったということで、非常に嬉しく思っています。それで、宣伝も一つ入っているのですが、実は先ほどいわゆる企業に障がいのある人を入れるというのではなくて、仕事を作っていくという点では、そういう視点が前は全然なかったような気がするんですが、このごろ市の方でもこの間の講演会で話をしていますし、このプロジェクトとしてやっただけなので、これから変わってくるんじゃないかと思うんですけど、実はこの上映会のを今日入れていただいたのは、イタリアでは1978年にバザーリア法という法律で、精神科単科病院は全て廃止という法律になったんですね。そこからだんだんなくなってくるんですが、じゃあ患者さんはどこへ行ったかというのと、その患者さんたちが仕事もなく、本当に単純作業みたいなところにまとめられて、強い薬で生きていたような状況のところ、いわゆる一般の労働組合の人が働くという場を作っていくってことで、そこで色々な障がいがある人が初めて自分で考えてなきゃいけない場面とか、自分で決定していかなければならない場面、それから動きたくても薬の影響で働けないとか、そういうところで服薬の見直しとか、そういうことを通して本当に人間らしく生きるってことはどういうことかっていうことを、イタリアらしく非常にダイナミックに作った映画なので、これをぜひ、明日なんですね、それが。で、この共同連っていうところ、私もちょっと直接的には知らなかったんですが、映画について書いている人は(……)ってことだったんですけども、共同連の方は先ほども出ていたような、社会的事業者作りということで、国の方に社会的事業所促進法ということを出しているんだそうです。それが通るようになっていくことで、運動している団体だと聞きました。で、ちょうどこれからの方向を見つける道がちょっとあるんじゃないかという気がいたします。で、障がいがある人をやっぱり囲っておいてはお互いに理解できませ

るので、一緒にやる中で作っていくってことが大事だと思います。その点で、今回のこの資料も、それから映画の方、それから市の取り組みとか、順調に進めていただきたいと思いますし、それから、その受け皿の中の救急法とか、色々出てきましたが、そういうところのただ言葉だけじゃなくて、実態に即した受け皿を作りながらというふうに取り組みを進めていただきたいと思います。要望ですが。

(島崎会長)

ありがとうございます。時間も少なくなって参りましたが、平澤委員いかがですか。今年度からということで、感想でも、ご意見あれば伺いますが、いかがでしょうか。

(平澤委員)

戻りますけれども、【資料1】の10ページになりますが、難病患者の方の居宅生活支援事業の利用が少ないのは、こういった原因かお聞かせいただけたらと思います。

(島崎会長)

事務局の方、質問の方、おわかりになりましたでしょうか。少しご説明いただければと思います。

(事務局)

特定疾患の方で、医療助成を受けている方が、約6,000名いらっしゃるんですが、市の説明の時にも申しあげました通り、半分以上の方が、介護保険のサービスや障がい福祉サービスを利用出来るというところで、高齢者の方は介護サービスを利用されていますし、特定疾患の方で重い、重症化しているような方は、障がい者手帳をお取りになって、障がい福祉サービスを既に受けられているのかなということがまず1つ。それから特定疾患、56疾患のうち、潰瘍性大腸炎という病気の方が一番多いんですが、その方が約1,000人いらっしゃいます。これ、安倍首相もこの病気らしいんですが、国の資料によりますと、潰瘍性大腸炎の方の手帳の取得率っていうのが、約3%ということで、この病気は比較的症状が軽く、障がい福祉サービスを利用される状態ではないのかなと、推測も入ってしまうのですが、思います。その辺で利用者の方がかなり少なくなっているのかなというふうに思っています。以上です。

(島崎会長)

よろしゅうございますか。法律が変わりそれが周知されていく中で利用の状況が変わっていくということも考えられていますが、よろしくをお願いします。

(柳委員)

このまま座ってお話してよろしいでしょうか。要望なんですけれども、コミュニケーション支援について、今11人設置、通訳が設置されています。そしてそこに新潟市社会福祉協議総合福祉会館に身体障がい者の事務所がございます。聴覚障がい者の事務所とか、視覚障が

い者の事務所とかあるんですが、健常者のお客様が来られた時に、突然来られた時に、コミュニケーションが出来ない、支援のために一人手話通訳者を設置するという要望を出したいと思っているのですが、新潟市社会福祉協議会総合福祉会館のところにぜひ手話通訳者を設置していただきたいと思う。ただいま、新潟市内には各区も含めて11人の設置者がいるんですが、ぜひ総合福祉会館にも設置していただきたいという要望です。なので11人+もう一人、12人にしてほしいと、私どものところに聞こえるお客さん、たくさんいらっしゃいますので、お願いしたいと思います。今までは3階、総合会館の3階に通訳をお願いしたりしていたんですけど、やはり業務があって迷惑ですので、通訳をしていただけませんので、ぜひ一人設置していただきたいという要望です。もう一つなんですけれども、この6月1日から新しく「ななふく」という介護施設が建ちまして、高齢者とか、障がい者に対しての、そういう施設が出来ました。このような施設を今後も増えてほしいと思います。ただ、各区から一か所に行くのが遠くて難しいですので、もう少し数を増やして各地まではいきませんが、数を増やしていただけるとありがたいと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。総合福祉会館に手話通訳者の方を設置するということについては、先ほどから総合福祉会館の方に色々な相談の仕組みですとか、就労生活センターとか、そういうものがだんだん出来てくるということになれば、一層、柳委員のおっしゃったような聴覚障がいの方が来られることが十分考えられるので、手話通訳者が増員されたらいいというのは、私も同感でございます。施策として人員配置が増員されたらいいと思います。その辺、事務局がどういうお考えかお聞かせ願えればと思います。あと、「ななふく」というのは、東区に出来た小規模多機能事業所ですよ。新聞でも報道されていましたが、高齢者や障がいのある方、子どもたちが、富山式の、泊まれるような形での小規模多機能として開設された、6月にできたところのことだと思いますが、それで間違いないでしょうか。

(柳委員)

間違いありません。

(島崎会長)

そうですか。このように障がいのある方たちも一緒に、色々な形で過ごせるような色々な体験が出来るような、あるいはサービスが受けられるような小規模多機能が各地にあるといいというお話だったかと思います。事務局も何かございませんか。

(事務局)

はい、ご要望につきましては、また内部で検討させていただきたいと思います。小規模多機能につきましては、基本的には高齢者施設になるわけですが、高齢者支援課の方では今後

も小規模多機能施設は増やしていこうというふうな方向で動いていると聞いてます。で、いわゆる富山式というのは、特区で障がい児を高齢者と一緒に、なんていうんですか、通ってもらっているという施設になりますが、今法律上児童の方がですね、受けられない、いわゆる基準該当という形で、障がい者は受けられるんですけど、児は受けられない、特区という形で富山の方でやってたんですけど、この度規制緩和の関係で、富山でやっていたのが非常にうまくいっていて、何も支障はないだろうということで、先週国から通知が来まして、10月1日付で今度は児も受けてもいいよという通知がまいりました。ただ、我々の方もそれに向けては条例改正等が必要ですので、なるべく早くそういうことが出来るようにしていきたいと思っておりますし、非常に高齢者の施設で障がい者も一緒についてというのは、今後どんどん人口が減っていく中で、やっぱり求められる姿の一つだと思いますので、我々も今ある社会資源という意味からも、また高齢者支援課とも相談しながら、高齢者の施設でも障がい者が使えるというような形を選択肢の一つとして拡大出来ればと考えています。

(島崎会長)

ありがとうございます。もう少し時間ございます。岩崎委員さん、お願いいたします。

(岩崎委員)

はい、岩崎です。色々新潟市さん、障がい福祉課さん、色々頑張ってくださいって、色々な細かい部分まで、まだ私も見えてはいない部分あるんですけども、頑張ってくださいって思います。それで、今日の【資料1】の8ページ、市長さんのまちづくりトークでの障がい者福祉に関する市長発言の最後のところなんですけれども、子育て支援とか、高齢者支援は非常に評判がいいと評価されている。今度は障がい者ですよというくだりがありますよね。で、前は宮崎副市長なんかも1,000床構想終わったら、今度は障がい者の方なんだというふうに発言されていたように記憶していますがけれども、で、これは具体的に障がい者福祉に力を入れていくことが出来るようになったっていうのは、下の予算が組めるというふうに理解していいのか、どういうふうな具体的なビジョン、我々の意見も聞きたいというふうに書いてありますけれども、予算が出来るということなのかどうなのかがちょっとわからない。というのも、国が高齢化社会という中で、社会保障費を圧縮していきますよとおっしゃってますし、現実的に昨年度、いわゆる施設整備の予算がかなり圧縮されたというか、今年度ですね、今年度事業で、昨年度前倒してバタバタと、それも1時間後に返事よこせみたいな、とんでもない、そのなんていうんですか、やり方、それで行政も振り回されているというか、それで手を挙げたところで整備をさせてもらっている施設もいくつかある中で、実際蓋開けてみたら、施設がオープンしてみたら、特に重なった地域、東区なんかそうなんですけど、生活介護の事業所がすかすかだったとか、何か本当、国のやり方に振り回されてい

るような気がしてしょうがないんですよね。で、私どものところもそうだったんですけれども、いわゆる申請した予算が半分以下だったと。というようなところで、我々が計画していた事業も消えてしまったわけです。で、私ども基本的に新潟市さんところ、どういうニーズがあってどういうことを整備していったらいいのかっていうことも、基本的には相談させていただきながら進めているつもりなんですけれども、そういう国の方針っていうか、まあさっきの、何だ、雇用政策の方ですかね、優先調達法なんかもそうです。国の指針が遅れているから、新潟市も遅れているんだ、という話を聞くと、基本的に新潟市さんは国の方針施策に準じた事業しかやっていきませんよと言っているようにしか聞こえないんです。で、市長さんがこういうふうに言っているながらも、新潟市独自の、新潟市のカラー、ここにりっぱな計画ありますけども、これに基づくものだけではなくて、新潟市独自のそのカラーといいますか、評価が、それこそ評価が得られるようなそういうものも今後目指してはどうなのか。予算を組んでいくおつもりがあるのかどうなのか。本当に私ども今回ショックだったのは、来年度ですね、重心の方の卒業生、東特別支援の方がほとんどなんですけれども、我々はその卒業生を受け入れるつもりで生活介護の事業所をやろうと思ったらパーになってしまって、8人の方も、来年度がピークらしいんですけれども、その方々が行き場が無くなってしまふような状況になって、それは何とか我々も何とか定員増やすなり他の事業所とも協力するなり、また新しい事業をすることを検討していますけれども、そういう事態に陥るような状況では私は本当の、これだけ少子化とはいえどもこれだけの障がい者の方が増えているわけで、我々一般健常者といわれている人間は歳をとっていくのは、わかっているわけだから、皆歳取っていくんで予測はつくわけなんですけれども、障がい者の方達って何も責任ないんですよね。生まれた時から先天的な障がいを持った人になりますけども、何ら責任のない彼ら、それが社会保障が膨らんでいるから全体的に圧縮しなければやっていけないんだ、それは高齢者の話の影響を受けて障がい者までとばっちり食っているような話にしか聞こえないんですよね、私には。本当に国のそういういい加減な施策方針で、新潟市さんそれに従ってその事業をやっているんだってことだったら、私はちょっと問題だなと、情けないなと思うんです。なので市長さんが言っているのであれば、本当に独自のカラーといいますか、そういうものを生み出せるような予算をきちっと、もう一回計画も途中から見直すくらいのつもりで精査していただきたいなというふうに思いますんで、卒業生なんかはこれから直Bとか色々な問題がこれからありますけども、学校側の特別支援学校の調査したりする数字と、行政さんが出す数字と若干ずれがあるのかなという気もしていますし、その辺も学校側と行政の方で精査すべきかなと。これからどういう方向性を持った事業が必要なのか、対策が必要なのかということをもう一度改めてやっていく必要があるのかなという気がしました。

(島崎会長)

最後の方になって、一番最初のところと繋がって非常に大事なご発言いただいたかと思えます。

(事務局)

はい、実際例えば、今施設整備のお話出ましたが、施設整備は基本的に設置法人が4分の1、で、4分の3が補助、その補助の内2分の1が国で、市が4分の1ということで、非常に多くを国が補助するというのもありまして、なかなか国の補助、もらえるものは積極的にもらっていかないと、市としても財政的に厳しいというのがありますが、色んなご要望がある中で取捨選択して、部長の話にもありましたが、スクラップアンドビルドしながら、市単の事業もやらなければならないという、もちろん必要があればそれやっつけていかなければならないと思っています。例えば今年度に置きましても、10月にオープンする就業支援センターについては全くの市単であります。みなさまの色々なご意見伺いながら、かつスクラップアンドビルドをしながら全く市単の事業をしないということではなく、取捨選択しながらやっっていくような形になりますが、やっぱり大きいもの、国の補助をもらえるものはどうしてももらっていかないと、市の財政的にも、今年度障がい福祉課の予算は150億を超えております。で、毎年当初予算が足りなくなって、補正もしなきゃならないような状況でございまして、先ほど遁所委員からもありましたが、毎年サービスの伸びっていうのが非常にすごい、自然増という言い方ちょっと正しくないかもしれませんが、事業所ができることによる増っていうのは本当に毎年凄い伸びを示しています。そんな中で、新潟市全体の予算が大きく増えているわけではないので、やはりこれまでも市の職員の人数を減らしてきたりとか、色々なことで工夫してきていますが、より一層今度は障がい福祉課の予算の中でも、色々スクラップアンドビルドというのを検討していかなければならない時期に来ていると思っております。

(岩崎委員)

遁所さんはとても優しい人なんで、行政の心配までしてくださるんでしょうけど、私に言わせれば逆に今までが何にもなさすぎたんです。私はこれが当たり前の姿だと思っているし、まだまだ私は足りないと思っていますし、まして支援費制度の予算の枠(裁量的経費)ではなくて、国はもう自立支援法(義務的経費)の時から足りなければ補正組めますよという、そういう法律に変わってきたわけですから、市町村は別としてですね。なので、やっとなですかね、なんていうんですか、先進国並みの体制といいますか、予算規模ではなくて、そういう考え方に変わってきたのかなっていう気がしている段階で、予算がなくなったら俺らサービス続けられないんじゃないかなとか、心配されるとか、私悲しいです、気の毒になっちゃっ

て。私はそれはないというふうに信じたい。

(福祉部長)

ちょっといいですか？

(島崎会長)

はい。

(福祉部長)

先ほど話がありました、今年の補助の関係で言えばですね、我々も国のやり方で決しているとは思ってませんので、そういう問題については、我々も国の方にですね、しっかりとあるべき国の補助のあり方については申し上げていきたいと考えています。それからもう一つ、財政的には国の方は消費税うんぬんとか言ってますけど、厳しいのは間違いないですし、市の方も今本当に余裕のない状況ですけれども、そうは言っても市長がこれだけ障がい福祉に力を入れていくってことを言っていますので、我々としてはみなさんの意見を聞きながらいい施策を出していけばですね、こういう市長の発言としてはしっかり市の単独予算も含めてですね、付いていくんだろうというふうに思っていますので、今後とも皆様方の意見を聞きながら我々出来るだけいい施策を、効果的な金をかけてもやれるという施策をですね、みなさんと一緒に考えながら要求をしていきたいと思っています。そういうものには金を付けるというのが、この市長の話だと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひいます。

(岩崎委員)

ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。私は障がい福祉課さん本当に一生懸命前向きに取り組んでいることを私は評価しています。この前も大倉さんから私の方に問い合わせがあって、いわゆるグループホームですよね、なぜ増えないか。いわゆる入所施設の待機者解消検討委員会とか色々出来ていることに、具体的に検討されているそういう段階にきているんだなっていうのすごく感じますし、ただやはり予算ですよね。そこは大変だなってすごくわかるんですけど、でもそうやって色々ご意見出されて市長さん自身もいつてるんで、本当これから色々もっと膝つき合わせてぜひいいものが作れるように私もぜひお願ひしたいと思ひいます。

(島崎会長)

ありがとうございます。第一回の条例検討会のところで市長がいらっしゃって、その時に、これからは障がい者施策に積極的に取り組んでいきたいと思ひ、ざっくばらんに皆さんの御意見も出していただきたい、みたいなことをおっしゃったんですね。私も市長が障がい者施策について、前向きに積極的に取り組むということは、あまりこれまで聞かなかつた、どち

らかという高齢者や少子化への対策等の方が先だったかと思いました。それで事務局の方と市長も具体的なその辺の考え方で書いたものがあつたらぜひ出していただきたいし、お聞かせいただきたい。具体的に今の部長の話にもありましたが、いい施策を、審議会が、事業者が、利用者が一体となってこういう場で提案していったり、これは本当に必要なんだということを出していけば、それは聞かざるというようなお話だと思いますよね。ですので、本当に必要なところを出して行って、新潟のプランを作っていけたらいいのかなというふうにも思っています。岩崎委員がおっしゃいましたけど、東区の特別支援学校高等部では17人卒業するけれども、その進路がどうなるんだろと学校ももちろんですし、周りの生活介護事業者の方も入らないってというような悩みも直接聞いております。また、先ほどの最初の部長のお話にもありましたが、重度化、高齢化、利用ニーズの複合化により、支援が必要な状況が出ていることもありますので、やはり障がい高齢者の部分とか、若い障がいのある方たちのライフステージをしっかりと支えることも必要なんじゃないかお話しをお聞きしながら、この審議会がその何か一部になっていくようなことがあればと思いました。大切なことを岩崎委員さんからまとめた形で出していただけたかと思っております。ありがとうございます。今日まだご発言いただけていない委員の皆様もいらっしゃいますが、時間を少し過ぎましたので、(3)・(4)の議事については終了させていただきたいと思います。

4 その他

(島崎会長)

色々ご意見いただき、また事務局の方で、市の方で全庁的な形で参考にさせていただきながらですね、取り組んでいただければと思います。ご意見がいただけるようなペーパーも準備していただきましたので、積極的に、今日ご発言いただけなかった委員の皆様や、またお気づきのところだしていただければと思います。現状を踏まえた意見、あるいはご提案等々お持ちでいらっしゃるかと思いますので、お願いしたいと思います。本当に暑い中の2時間、長い時間でしたが、貴重なご意見いただきまして、本当にありがとうございました。ひとまずマイクを事務局の方にお返ししたいと思います。

5 閉会

(司会)

はい、島崎会長、長時間にわたり議事進行いただきまして、大変ありがとうございました。

委員のみなさまもご活発な発言をいただきましてありがとうございました。これ事務連絡ですけれども、駐車券につきましては事務処理を行っております。お帰りの際にお渡ししますのでよろしく願いいたします。以上を持ちまして、第1回新潟市障がい者施策審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。